

平成28年第8回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成28年第8回教育委員会定例会議事日程

平成28年8月24日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所3階 第二委員会室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第27号 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成28年第7回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

8月16日、台風7号の最接近に伴い多賀城市災害警戒本部が設置されました。教育委員会関係では、校舎等の雨漏り等がありました。同本部は、8月17日14時25分に閉鎖されました。

8月19日、市議会全員協議会が開催され、教育委員会関係では、宮城県が平成41年度までの期間において、特別史跡多賀城跡附寺跡の整備活用の基本方針と全体構想を示すために作成した「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」について説明いたしました。

8月22日、台風9号の縦断に伴い多賀城市災害警戒本部が設置されました。教育委員会関係では、校舎等の雨漏りの他、多賀城小学校内の杉の枝が折れる等の被害がありました。同本部は、8月23日8時45分に閉鎖されました。

8月23日、「平成28年度宮城県都市教育長協議会 教育長・総務主管課長会議」が本市で開催され、教育長、副教育長等が参加しました。当日は、教育行政を取り巻く諸課題についての協議と、多賀城市立図書館の視察研修を行いました。

■学校教育課関係

7月28日、「家庭教育講演会」を市民活動サポートセンターで開催し、保護者等61名の参加がありました。前大和町吉岡小学校長の笠松洋子氏を講師にお招きして、「子ども達の基本的生活習慣について考える（早寝早起き朝ご飯＋テレビとゲームは1日2時間以内）」と題した講演を行いました。

8月3日から8月5日に開催された「平成28年度東北中学校体育大会水泳競技」において、高崎中学校の木村優香さんが100メートルと200メートルの自由形で優勝し、去年に続き全国大会へ出場しました。結果は、200メートルの自由形で第3位でした。

8月4日、「第1回学校給食センター運営審議会」を市役所で開催し、平成27年度事業の決算と、平成28年度事業の内容を説明しました。

8月17日に開催を予定しておりました、市内小中学校教職員を対象とした「ICTを活用した授業づくり研修会」については、台風7号の影響により中止としております。

8月18日、「平成28年度新採・転入教職員研修会Ⅱ」を市民活動サポートセンターで開催し、文化財課埋蔵文化財調査センターの職員を講師として、「多賀城市の歴史」と題した講演を行いました。

8月18日、19日、22日、23日、24日の5日間、「多賀城スコーレ

（サマースクール）」を東北学院大学多賀城キャンパスにおいて開催し、小学生100名、中学生29名の計129名の参加申し込みがあり、夏休み期間中の自主的な学習に取り組みました。

8月19日、市内小中学校全教職員を対象とした「全教職員研修会」を文化センター小ホールで開催し、236名の参加がありました。宮城県総合教育センター特別支援教育班次長の佐藤瑞恵指導主事を講師にお招きし、「発達障害のある児童・生徒の理解と支援」と題した講演を行いました。

8月8日から25日までの10日間の予定で、本市と東北学院大学との連携協力協定に基づき、教職員対象の「21世紀のキーテクノロジーを学ぶⅡ」に市内小中学校から5名の先生方が参加し、科学教育の研修が実施されています。

夏休みは、8月25日で終了しますが、現在のところ大きな事件や事故もなく第二学期を迎えようとしております。

■生涯学習課関係

7月30日、青森から東京まで復興のタスキをつなぐ「未来（あした）への道1000km縦断リレー2016」が多賀城市内を通過し、5名の市民ランナーが元気な走りを披露しました。

同日、「多賀城市民スポーツ大会ドッジビー大会」が開催され、20チーム202名が出場しました。笠神西Aチームが優勝、2位は桜木北Bチーム、3位は鶴ヶ谷Aチームでした。

同日、市民会館大ホールで実施された「避難訓練コンサート」には、演奏会を行った多賀城高校吹奏楽部やその観客、ボランティアスタッフなど約300名が参加しました。多賀城消防署の全面協力による消防車両や防災グッズの展示のほか、多賀城高校災害科学科やボランティア愛好会の「ぼうさいクイズコーナー」など、防災について考える機会となりました。

7月30日から8月3日までの期間、「第43回日独スポーツ少年団交流事業地方プログラム」の一環で来日したドイツスポーツユースが、市内のスポーツ少年団や高校生とスポーツや文化交流を行いました。

8月2日、多賀城八幡小学校グラウンドをホームに練習を重ね予選を勝ち抜いた「多賀城ニューパワーズ少年野球団」が、第20回東北学童軟式野球大会への出場を市長に報告しました。

8月4日、5日の両日、「ジュニアリーダー初級研修」を花山青少年自然の家で開催し、小学6年生から中学2年生までの参加者6名、指導者としてジュニアリーダー7名が参加しました。地域子ども会等の事業で活躍できるよう、自然体験活動やキャンドルサービス、野外炊飯など、コミュニケーション能力や様々な技術の習得を行いました。

8月5日、地域の子どもたちによる「防災キャンプ事業」が大代地区公民館で実施され、小学生22名が参加しました。消防等の関係機関、地域住民や地元の高校生が連携協力して、防災意識と地域の教育力の向上を図りました。

8月6日、「宮城ヘルシー2016ふるさとスポーツ祭仙台管内大会」が開

催され、多賀城市からグラウンド・ゴルフに10名、ソフトバレーボールに1チーム、ペタンクに2チーム、フットサルに1チームが出場しました。

8月9日、10日の両日、「二市三町ジュニアリーダー合同キャンプ」が七ヶ浜町生涯学習センター、野外活動センターを会場に開催され、ジュニアリーダー8名が参加しました。野外炊飯やキャンプファイヤーなどを行い、二市三町のジュニアリーダーとの交流を深めました。

8月25日まで、夏休み期間中の子どもの健康づくりのため、市民プールの利用時間を通常よりも1時間早め、幼児から高校生までの利用料金を2時間無料としております。

前回定例会以降に実施された主な社会教育事業等は別表のとおりです。

■文化財課関係

7月28日、「全国史跡整備市町村協議会第1回役員会」及び「全国史跡整備市町村協議会50周年記念事業実行委員会」が東京都の都市センターホテルで開催され、市長と文化財課長が出席しました。会議では、平成27年度の事業報告及び平成28年度事業計画等が審議され、了承されました。

8月1日、「第1回多賀城南門建築意匠等検討部会」を東京都の文化財建造物保存技術協会において開催し、文化財課長等が出席いたしました。復元建物に使用する木材の樹種や、建物の構造上の補強案等について検討が行われました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

開催日	内 容	参加者数	会 場
7月27日 8月 3日 17日	青少年教育事業「子ども広場」 (子どもたちの安全安心な居場所づくり)	54名	大代地区公民館
7月27日	高齢者教育事業「山王大学」(第3回) (ハワイの文化とフラダンスを学ぶ)	35名	山王地区公民館
7月28日	初めての英語多読セミナー (最近注目されている英語学習法を体験)	30名	市立図書館
7月28日 ～30日	社会体育事業「小学生水泳教室」(3日間) (水泳を楽しく安全に学ぶ)	20名	市民プール
7月29日	高齢者教育事業「多賀城大学」(第3回) (健康のための足と靴について学ぶ)	68名	中央公民館
7月29日	青少年教育事業「夏休み子ども造形教室」 (チョークボードづくり)	24名	中央公民館
7月29日 8月 4日 11日 19日	地域交流事業「集いの広場」 (体育室、視聴覚室を開放して子どもたちの学習や異世代交流を行う)	57名	大代地区公民館

7月30日	青少年教育事業「小学生テニス教室」 (テニスの楽しさ体験)	20名	山王地区公民館
8月1日 8日 22日	社会体育事業「学校体育を克服!運動教室」 (全5回)(跳び箱、鉄棒などを少人数で学ぶ)	10名	総合体育館
8月4日	青少年教育事業「手づくり乾電池ワークショップ」 (オリジナル乾電池製作、バケツ電池の実験。(株)ソニーとの共済事業。講師は昨年JFL年間NVP瀬田貴仁選手等。)	20名	山王地区公民館
8月5日 19日	Good Morning YOGA (朝の図書館でヨガを楽しむ)	17名	市立図書館
8月6日 20日	青少年教育事業「子ども英会話教室」(全5回) (ゲームや歌で小学生が英語に親しむ)	32名	大代地区公民館
8月7日	全国モザイクタイルキャラバン (モザイクタイルで小物づくり楽しむ)	10名	市立図書館
8月7日	青少年教育事業「はじめてのアロマセラピー」 (親子でアロマを楽しむ)	小学生 親子 16組	中央公民館
8月18日	子ども映画会 (「キティとミミィ」「野球狂の詩」ほか)	18名	中央公民館
8月19日	初めての英語多読セミナーキッズ編 (子どもがたのしく英語が学べる多読セミナー)	10名	市立図書館
8月20日	フラワーアレンジメント講座 (夏のフラワーボックスをつくる)	2名	市立図書館

平成28年8月24日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

議案第 27 号

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見
について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨申し出る。

平成 28 年 8 月 24 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

議案第 号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び
多賀城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例に
ついて

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び多賀城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び

多賀城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年多賀城市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、扶養手当」を削り、「、期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改め、同条第2項中「100分の122.5」を「100分の150」に、「100分の137.5」を「100分の165」に改め、同条第3項中「及び扶養手当」を削り、「並びに給料の月額」を「及び当該額」に改め、同条第4項を削る。

(多賀城市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 多賀城市特別職報酬等審議会条例(昭和39年多賀城市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び多賀城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条の規定による改正（教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

新	旧
<p>第1条・第2条 略 （その他の給与）</p> <p>第3条 教育長には、前条の給料のほか _____、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 この条例に定めるもののほか、前項に規定する手当の額及び支給については、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員等」という。）を除く。）の例による。ただし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>とする。</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料 _____ の月額及び当該額 _____ に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 （その他の給与）</p> <p>第3条 教育長には、前条の給料のほか、<u>扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2 この条例に定めるもののほか、前項に規定する手当の額及び支給については、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員等」という。）を除く。）の例による。ただし、期末手当基礎額に乗ずる割合は、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>とする。</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料及び<u>扶養手当の月額並びに給料の月額</u>に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4 <u>第2項の規定により勤勉手当を算出する場合において、勤勉手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>以下 略</p>

第2条の規定による改正（多賀城市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等（議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料をいう。以下同じ。）の額について審議するため、多賀城市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>以下 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等（議員報酬並びに市長及び副市長の給料をいう。以下同じ。）の額について審議するため、多賀城市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>以下 略</p>